

# 第22回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 長野県大会開催要項

## 1 主旨

団員にスポーツの喜びを経験する機会と、より競技力を伸ばすための研修の場を提供し、バレーボールを通じて団員相互の交流を深め、仲間意識と連帯を高めることにより、スポーツ少年団活動を一層推進し、地域における活動の活性化を図ることを目的とする。

## 2 主催

公益財団法人長野県スポーツ協会長野県スポーツ少年団

## 3 主管

上田市スポーツ少年団

公益財団法人長野県スポーツ協会長野県スポーツ少年団バレーボール部

## 4 後援

長野県 長野県教育委員会 上田市教育委員会

一般財団法人上田市スポーツ協会 一般財団法人長野県バレーボール協会

## 5 協力

長野県小学生バレーボール連盟

## 6 期日

令和6年9月16日（月・祝）

## 7 会場

上田城跡公園体育館 他

## 8 参加資格

(1) 団員：令和6年度スポーツ少年団登録団員

指導者：令和6年度スポーツ少年団に指導者として登録し、理念を学習している者

(2) スポーツ安全保険に加入している者

## 9 チーム編成

(1) 同一単位団とし、1チームの指導者（監督・コーチ）は2名、マネージャー1名、団員（選手）は小学生3年生から6年生までの12名以内とする。

・指導者（監督・コーチ）のうち1名は、公益財団法人日本スポーツ協会公認バレーボールコーチ1～4の有資格者、又は公益財団法人日本バレーボール協会及び日本小学生バレーボール連盟が共催する指導者研修会の受講者とする。なお、試合時にはそれらを証明する証明書等を所持していること。

・マネージャーは令和6年度スポーツ少年団登録者1名とし、団員の参加を認める。

(2) 大会期間中における監督、コーチ、マネージャーの交代については、特別の事情があり、かつ、主催者が認めた場合に限り可能とする。

## 10 参加チーム数

(1) 女子は、県内4地区からそれぞれ4チームの計16チームとする。

(2) 男子は、県内4地区からそれぞれ2チームの計8チームとする。ただし、開催市町村は、大会運営上必要ならば、特別枠として出場できる（男子1チーム、女子2チーム）。

## 11 試合方法

トーナメント方式とし、各試合3セットマッチとする。なお、3位決定戦は行わない。

## 12 競技規則

令和6年度の公益財団法人日本バレーボール協会制定の「6人制競技規則」による。ただし、別に定める小学生のための特別ルール・フリーポジション制を用いる。コートの大さは8m×16m、フロントゾーンの幅は2.7m、ネットの高さは男女とも2mとする。

### 1.3 試合球

公益財団法人日本バレーボール協会が公認するミカサボールV400W-Lとする。

### 1.4 参加申込み・参加料等

#### (1) 参加申込み

長野県スポーツ協会のホームページ (<http://www.nagano-sports.or.jp/>) から、参加申込書をダウンロードし、必要事項を記載の上メールにより申し込むこと。

- ・ 申込送信先           sonehara-s@naganoken-sports.or.jp
- ・ メール の 件 名       第22回全国バレーボール交流大会県大会の申込み

#### (2) 参加料

1チーム3,000円を参加申込みと同時に下記へ振り込むこと。

- ・ 振込先               八十二銀行県庁内支店 普通預金 308110  
長野県スポーツ少年団 代表 中村 宏平 (ナカムラ コウヘイ)

#### (3) 申込期限

上記(1)、(2)とも、令和6年9月3日(火)正午まで。(期限厳守)

※ただし、地区大会が締切日後に開催される場合は、開催後速やかに申し込むこと。

### 1.5 日 程 集合・受付：上田城跡公園体育館

8:00～	受 付
8:30～ 8:45	指導者会議
9:00～	開会式
開会式終了後	競技開始 (各会場)
競技終了後	閉会式

### 1.6 全国交流大会及び北信越ブロック大会について

女子優勝チームは、令和6年12月27日(金)から愛媛県で開催される第22回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会に推薦する。

男子優勝チームは、令和6年11月2日(土)から富山県砺波市で開催される第44回北信越ブロック競技別交流大会兼第22回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会北信越大会の参加資格を満たす場合、北信越ブロック大会に出場することができる。

※全国大会要項抜粋：都道府県大会が実施される場合は、都道府県大会と同じ団員で編成し、病気・ケガなど特別な事情がない限り団員の交代はできない。

### 1.7 その他

- (1) 参加団は、県公認資格以上の随同審判員を必ず2名出すこと。
- (2) 組合せは、県スポーツ少年団競技活動部会が行う。
- (3) 参加団員・指導者は、各自昼食を用意し、昼食の時間は設けないので適宜摂ること。  
※随同審判員の昼食は、主管団体が用意すること。
- (4) 参加団は、単位団旗を持参すること。
- (5) 参加団の代表者は全ての責任を負い、事前に参加団員の保護者の参加同意を得ておくこと。
- (6) 試合中の傷害は、応急処置まで主催者が行い、それ以外は参加者側の対応とする。
- (7) 大会運営に要する費用は主催者側負担とし、大会参加に要する経費は参加者の負担とする。